

堺市公報 第291号	令和5年12月1日発行
堺市公報	発行
	堺市（総務局行政部法制文書課） 堺市堺区南瓦町3番1号

目 次

	頁
<告示>	
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	2
○土壤汚染対策法第11条第1項に基づく形質変更時要届出区域の指定について 【環境局環境保全部環境対策課】	5
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第59条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定について 【健康福祉局健康部精神保健課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第60条第1項に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の指定の更新について 【健康福祉局健康部精神保健課】	7
○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第64条の規定に基づき指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について 【健康福祉局健康部精神保健課】	8
○道路法に基づく府道及び市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	8
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	11
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	15
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	17
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	19
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について 【建設局土木部路政課】	21
○道路法に基づく市道の区域変更及び供用開始について	

【建設局土木部路政課】	23
＜公告＞	
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【財政局契約部調達課】	25
○堺市立農業公園「加工体験施設」収穫・グルメ体験教室の利用料金について	
【産業振興局農政部農水産課】	26
○堺市西湊町2丁土地区画整理事業の施行認可について	
【建築都市局都市整備部】	27
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	28
○都市計画法に基づく工事の完了について	
【建築都市局開発調整部宅地安全課】	28
○地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令の適用を受け る調達契約に係る落札者等について	
【教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室】	29

告 示

堺市告示第424号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

令和5年12月1日

堺市長 永藤英機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市西区石津西町5番の一部（別紙図面参照）

2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類

六価クロム化合物

ふっ素及びその化合物

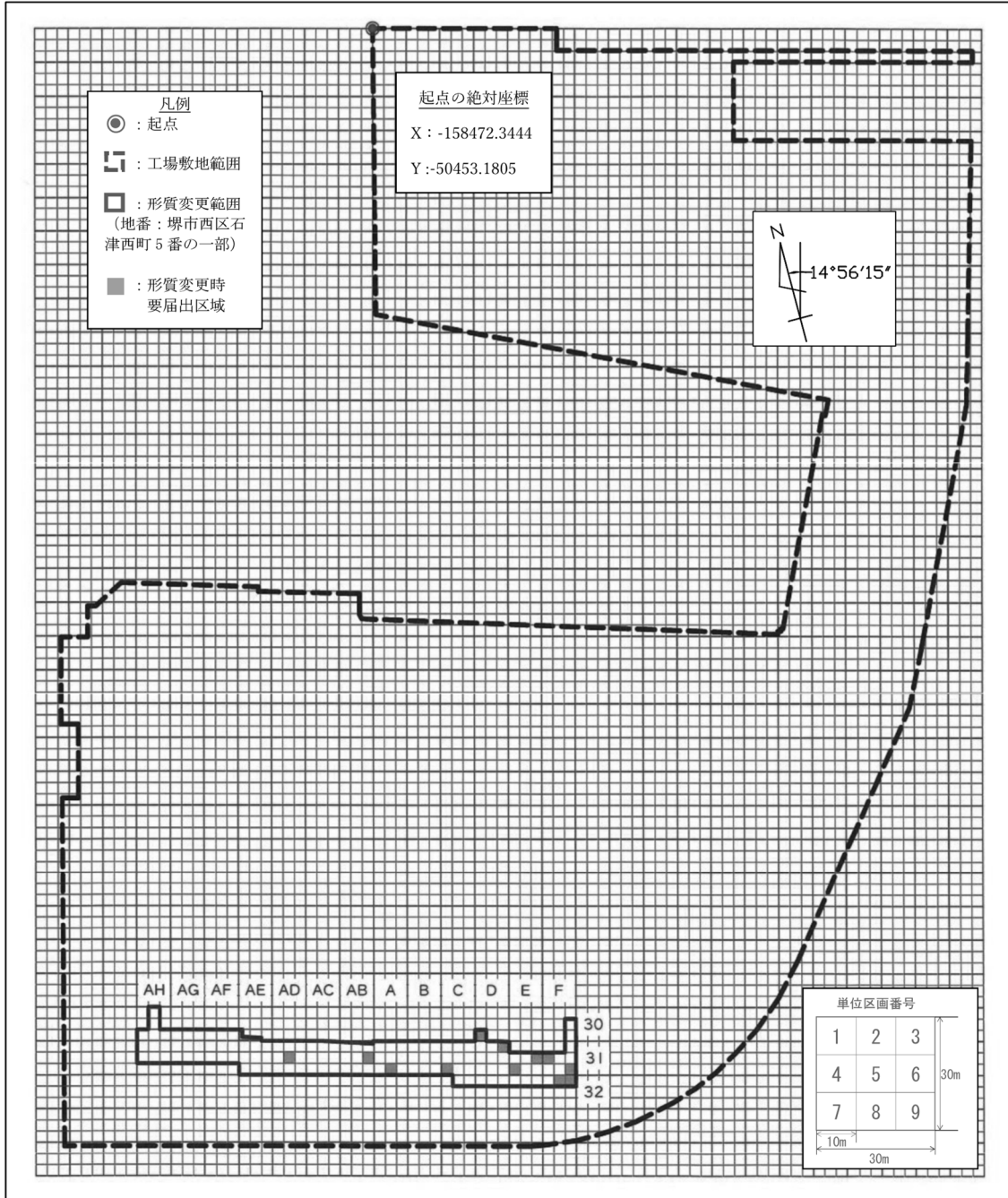
3 土壤汚染対策法施行規則第31条第2項の基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

ふっ素及びその化合物

形質変更時要届出区域

別紙



堺市告示第425号

土壤汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を指定するので、同条第3項において準用する同法第6条第2項の規定により、次のとおり告示する。

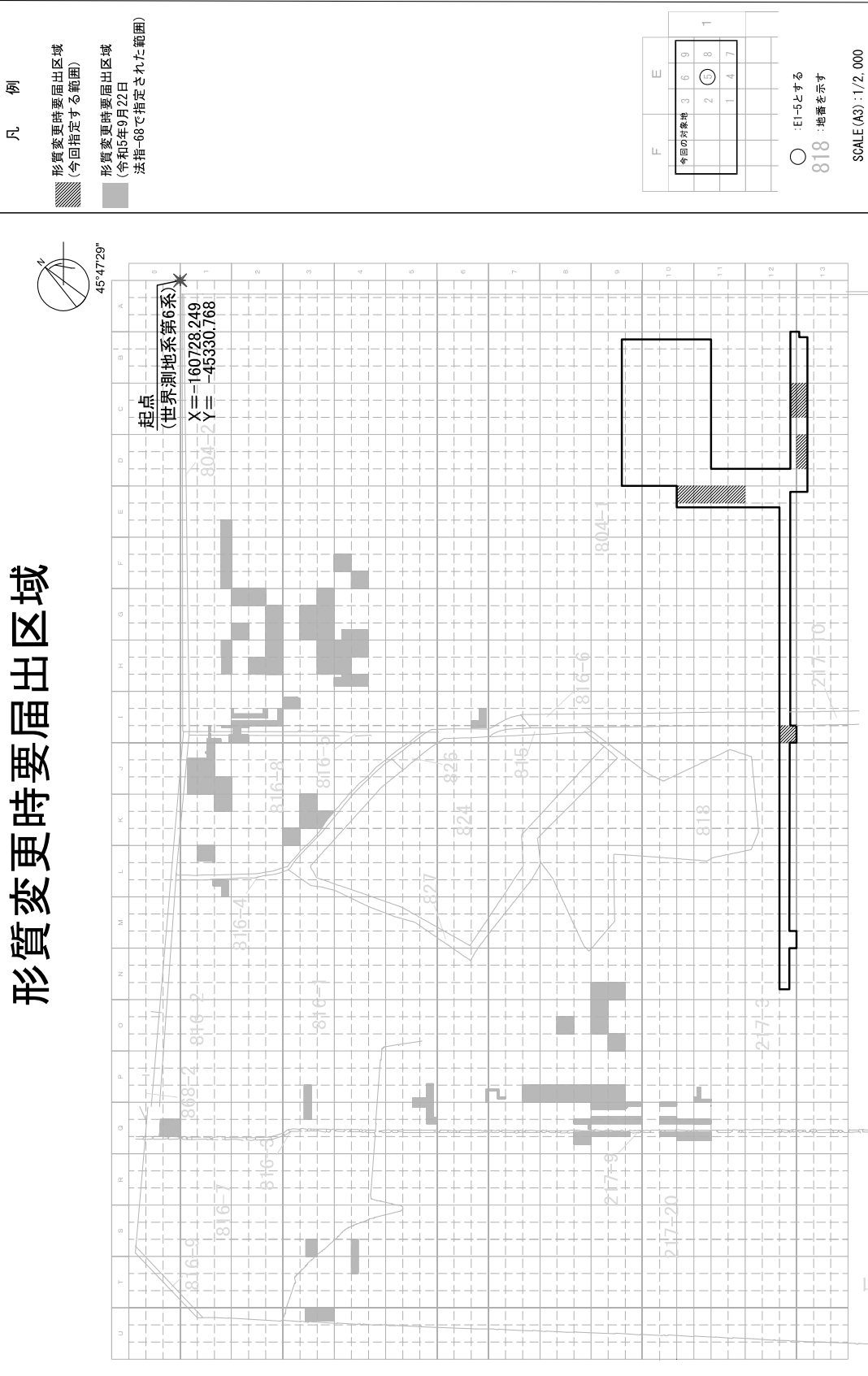
令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 指定する形質変更時要届出区域
堺市中区学園町217番3及び804番1の各々の一部（別紙図面参照）
- 2 土壤汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第31条第1項の基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

別紙

形質変更所要届出区域



堺市告示第426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第59条第1項の規定に基づき、次の医療機関を同法第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	指定年月日
コアラ薬局 白鷺店	堺市東区白鷺町3-19-7	薬局	令和5年10月1日
ノビリタス・メディカルクリニック	堺市西区津久野町2-4-4	病院・診療所	令和5年11月1日
つくのすえまつクリニック	堺市西区津久野町1-20-1 津久野メディカビル301	病院・診療所	令和5年11月1日
スマイル薬局 御陵店	堺市堺区大仙西町5-132-1 2-102	薬局	令和5年11月1日
いま訪問看護ステーション堺	堺市中区深井沢町3390-2 カサディフェリーチェ202号	訪問看護	令和5年11月1日
京阪神訪問看護ステーション	堺市堺区香ヶ丘町5-3-24 -113	訪問看護	令和5年11月1日
栄友社訪問看護ステーション	堺市南区若松台2-1-4- 108	訪問看護	令和5年11月1日

堺市告示第427号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第60条第1項の規定に基づき、次の医療機関について、同法第54条第2項に規

定する指定自立支援医療機関（精神通院医療）として指定を更新したので、同法第69条第1号の規定により告示する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

医療機関名	医療機関所在地	種別	更新年月日
紀北調剤薬局まんざきひしき店	堺市西区菱木1-2229-2	薬局	令和5年11月1日
泉北リハビリ訪問看護ステーション	堺市南区原山台1-14-12 114ビルディング2階	訪問看護	令和5年11月1日

堺市告示第428号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第64条の規定に基づき、次のとおり指定自立支援医療機関（精神通院医療）の所在地の変更について届出があったので、同法第69条第2号の規定により告示する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

区分	医療機関名	医療機関所在地	種別	変更年月日
変更前	南堺訪問看護ステーション	堺市中区大野芝町174-1-20	訪問看護	令和5年10月19日
変更後		堺市中区大野芝町290-1		

堺市告示第429号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう

に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦覧に供する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 府道及び市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
堺泉北環状線	南区三原台3丁目4番地先	旧	16.90	151.25	F0208
	南区三原台3丁目4番地先	新	17.4	151.25	
三原台高倉台線	南区三原台3丁目4番地先	旧	13.93 13.97	118.09	02046
	南区三原台3丁目4番地先	新	14.96 15.14	118.09	
三原台6号線	南区三原台3丁目4番地先	旧	6.63	185.17	≒0217
	南区三原台3丁目4番地先	新	9.23	185.17	



堺市告示第430号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

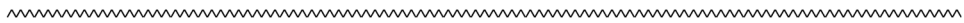
路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
堺市駅浅香山線	堺区東雲西町3丁15番2地先	旧	11.02	0.70	(2003) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区東雲西町3丁15番2地先	新	11.02	0.70	
堺市駅浅香山線	堺区東雲西町3丁6番2地先	旧	10.96	0.69	(2003) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区東雲西町3丁6番2地先	新	10.96	0.69	
北旅籠西1号線	堺区北旅籠町西3丁28番地先	旧	4.15	2.00	(キ062) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北旅籠町西3丁28番地先	新	4.15	2.00	
北三国ヶ丘南三国ヶ丘1号線	堺区北三国ヶ丘町7丁216番1地先	旧	6.37	2.48	(キ241) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北三国ヶ丘町7丁216番1地先	新	6.37	2.48	
北三国ヶ丘南三国ヶ丘1号線	堺区北三国ヶ丘町7丁216番1地先	旧	6.34	2.48	(キ241) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区北三国ヶ丘町7丁216番1地先	新	6.34	2.48	
出島西湊5号線	堺区出島町4丁276番7地先	旧	7.24	2.00	(ヲ044) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区出島町4丁276番7地先	新	7.24	2.00	
中向陽南田出井1号線	堺区南田出井町2丁22番10地先	旧	5.49	2.47	(ヲ006) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区南田出井町2丁22番10地先	新	5.49	2.47	
西湊楠1号線	堺区西湊町5丁287番1地先	旧	6.01	2.11	(ニ012) 開発に伴う寄付 関係分
	堺区西湊町5丁287番1地先	新	6.01	2.11	
北野田南野田2号線	東区南野田233番4地先	旧	2.07 2.46	18.89	(キ167) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田233番3地先	新	3.39 3.58		
関茶屋2号線	東区関茶屋71番6地先	旧	2.64 3.80	13.58	(ヲ009) 開発に伴う寄付 関係分
	東区関茶屋71番6地先	新	3.32 4.35		
引野4号線	東区引野町2丁120番13地先	旧	4.00	2.00	(ト294) 開発に伴う寄付 関係分
	東区引野町2丁120番13地先	新	4.00	2.00	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
南野田5号線	東区南野田233番4地先	旧	1.63 1.80	22.38	(3141) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田233番5地先	新	2.99 3.07	22.38	
南野田14号線	東区南野田233番5地先	旧	5.72 5.74	18.46	(3150) 開発に伴う寄付 関係分
	東区南野田233番6地先	新	6.75 6.75	18.46	
上野芝向ヶ丘43号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁746番23地先	旧	4.04	2.00	(7097) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上野芝向ヶ丘町5丁746番23地先	新	4.04	2.00	
上野芝向ヶ丘43号線	西区上野芝向ヶ丘町5丁746番23地先	旧	3.91 4.00	11.25	(7097) 開発に伴う寄付 関係分
	西区上野芝向ヶ丘町5丁746番23地先	新	3.95 4.00	11.25	
鳳東5号線	西区鳳東町4丁369番1地先	旧	1.86 1.96	19.82	(216) 開発に伴う寄付 関係分
	西区鳳東町4丁369番1地先	新	2.93 2.98	19.82	
金岡68号線	北区金岡町2008番3地先	旧	3.76 3.86	24.75	(226) 開発に伴う寄付 関係分
	北区金岡町2008番3地先	新	4.23 4.28	24.75	
百舌鳥赤畑26号線	北区百舌鳥赤畑町3丁211番2地先	旧	3.80 3.82	15.39	(52) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁211番2地先	新	4.89 4.91	15.39	
百舌鳥赤畑27号線	北区百舌鳥赤畑町3丁211番2地先	旧	7.10 7.12	15.40	(53) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥赤畑町3丁211番2地先	新	8.28 8.30	15.40	
百舌鳥西之町13号線	北区百舌鳥西之町2丁185番4地先	旧	2.65 4.00	45.49	(149) 開発に伴う寄付 関係分
	北区百舌鳥西之町2丁185番3地先	新	3.68 4.35	45.49	
阿弥18号線	美原区阿弥99番5地先	旧	5.15	2.00	(7301) 開発に伴う寄付 関係分
	美原区阿弥99番5地先	新	5.15	2.00	
遠里小野砂道7号線	堺区遠里小野町1丁24番28地先	旧	2.81 3.38	41.31	(733) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	堺区遠里小野町1丁24番30地先	新	3.75 4.05	41.31	

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
土塔福田1号線	中区土塔町90番5地先	旧	4.64 4.69	29.18	(ト019) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区土塔町90番13地先	新	6.70 6.70	29.18	
八田北11号線	中区八田北町845番1地先	旧	3.28 3.50	26.20	(ハ370) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区八田北町845番1地先	新	4.00 4.09	26.20	
八田北57号線	中区八田北町845番1地先	旧	5.02	2.00	(ハ942) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	中区八田北町845番1地先	新	5.02	2.00	
大美野高松1号線	東区高松317番9地先	旧	4.21 4.70	12.98	(ナ285) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区高松317番9地先	新	5.70 5.71	12.98	
日置荘西49号線	東区日置荘西町4丁943番10地先	旧	3.76	34.44	(ト237) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	東区日置荘西町4丁943番10地先	新	5.23	34.44	
浜寺元37号線	西区浜寺元町6丁899番1地先	旧	5.44	2.48	(ハ331) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	西区浜寺元町6丁899番1地先	新	5.44	2.48	
北余部黒山1号線	美原区黒山403番1地先	旧	5.27 5.34	60.00	(キ399) 都市計画法第39 条による帰属 関係分
	美原区黒山403番1地先	新	5.99 6.09	60.00	



堺市告示第431号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
七道西遠里小野1号線	堺区七道西町63番地先 堺区七道東町148番1地先	旧	6.82 7.80	177.60	ヨ538
		新	11.35 36.68	177.60	
七道西遠里小野1号線	堺区遠里小野町1丁35番地先 堺区遠里小野町1丁28番地先	旧	4.95 5.81	258.90	ヨ538
		新	8.20 9.20	258.90	
並松綾之西1号線	堺区並松町30番1地先 堺区七道東町148番2地先	旧	4.15 5.56	76.90	ナ020
		新	4.90 7.17	57.70	



堺市告示第432号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
松屋南島101号線	堺区松屋町1丁29番2地先 堺区南島町1丁44番15地先	旧	6.85 7.11	720	マ0158
		新	8.57 19.4	720	



堺市告示第433号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
野々井大庭寺1号線	南区稲葉1丁3164番2地先	旧	9.09	22.09	/0067
		新	10.22		
	南区稲葉1丁3164番2地先	旧	5.83	22.09	
		新	9.23		



堺市告示第434号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

別紙

道路区域変更調書

路線名	から 区間 まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
津久野13号線	西区津久野町3丁833番2地先 西区津久野町3丁833番2地先	旧	8.76 15.83	25.23	70017
		新	8.76 17.31	25.23	



堺市告示第435号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、道路の区域を次のよう
に変更して、告示の日から供用を開始する。

その関係図面は、堺市建設局土木部路政課において、告示の日から14日間、一般の縦
覧に供する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 道路の種類 市道
- 2 路線名 別紙調書のとおり
- 3 敷地の幅員及びその延長 別紙調書のとおり
- 4 供用開始の区間 別紙調書のとおり

道路区域変更調書

路線名	区間 から まで	旧 新	敷地の		備考
			幅員m	延長m	
泉田中鉢ヶ峯寺線	南区鉢ヶ峯寺145番1地先	旧	9.60	34.10	2040
		新	10.13		
	南区鉢ヶ峯寺145番1地先	旧	9.46	34.10	
		新	9.47		

公 告

堺市公告第689号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 落札に係る調達物品等の名称及び数量
空気充填車 1台
- 2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地
財政局契約部調達課
堺市堺区南瓦町3番1号
- 3 落札者を決定した日
令和5年10月17日
- 4 落札者の氏名及び住所
キンパイ商事株式会社
代表取締役 山本 日出男
大阪府大阪市淀川区西宮原2丁目1番3号 SORA新大阪21・1401室
- 5 落札金額
¥89,650,000-（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和5年8月30日



堺市公告第690号

堺市立農業公園条例（平成12年条例第21号）第23条第2項の規定に基づき、次のとおり堺市立農業公園「加工体験施設」収穫・グルメ体験教室の利用料金を指定管理者が定めたので、同条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

堺市立農業公園「加工体験施設」収穫・グルメ体験教室の利用料金（令和6年1月から）

1 いちご収穫体験（食べ放題）料金

区 分	金 額
大人（中学生以上）	2,200円
子ども（小学生）	1,700円
幼児（4歳～小学生未満）	1,200円
幼児（1歳～3歳）	500円

2 いちご収穫体験＋グルメ体験教室料金

内 容	金 額
収穫体験（1パック）＋いちごパフェ教室	1,900円
収穫体験（1パック）＋いちごパイ教室	2,100円
収穫体験（1パック）＋いちごカップケーキ教室	2,100円
収穫体験（1パック）＋いちごタルト教室	2,100円
収穫体験（1パック）＋いちごクレープ教室	2,100円
収穫体験（1パック）＋いちごロールケーキ教室	2,100円

3 いちご収穫体験（量り売り）料金

内 容	単 位	金 額
収穫体験（量り売り）	1 g	2円

堺市公告第691号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第4条第1項の規定により土地区画整理事業の施行について認可したので、同法第9条第3項の規定により次の事項を公告する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

- 1 土地区画整理事業の名称
堺市西湊町2丁土地区画整理事業
- 2 施行者の名称
堺市
- 3 事業施行期間
令和5年12月1日から令和10年3月31日まで
- 4 施行地区
堺市堺区西湊町2丁の一部
- 5 事務所の所在地
堺市堺区南瓦町3番1号
- 6 施行認可の年月日
令和5年11月14日
- 7 施行者の住所

堺市堺区南瓦町3番1号

8 事業年度

毎年4月1日から翌年3月31日まで

9 公告の方法

堺市公報に登載して行う。

~~~~~

堺市公告第692号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区上608番32及び608番40から608番54まで

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大阪府堺市堺区甲斐町西一丁1番31号

株式会社サンユウ都市開発

代表取締役 松永 泰成

~~~~~

堺市公告第693号

都市計画法（昭和43年法律第100号）に基づく開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 開発区域

堺市西区原田167番8、167番10、167番23、233番4、233番5、234番2、234番5から
234番7まで、236番1の一部及び236番2

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

和歌山市黒田一丁目2番17号

アズマハウス株式会社

代表取締役 東 行男



堺市公告第694号

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける調達契約に係る落札者等について、堺市物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成18年規則第18号）第12条の規定により、次のとおり公告する。

令和5年12月1日

堺市長 永 藤 英 機

1 落札に係る調達物品等の名称及び数量

包括的ソフトウェアライセンスの賃貸借（その2） 1式

2 契約に関する事務を担当する局部課等の名称及び所在地

教育委員会事務局教育センター学校ICT化推進室

堺市中区深井清水町1426番地

堺市教育文化センター（ソフィア・堺）教育文化棟3階

3 落札者を決定した日

令和5年10月24日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社 J E C C

営業統括本部長 飯倉 義一

東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

¥3,295,380—（取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む。）（月額）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 一般競争入札の公告を行った日

令和5年9月13日